

生活習慣病療養計画書の発行を受けた患者さんへ

生活習慣病療養計画書の初回の発行の際には、同意の署名をお願いします。

受診の際には、同ファイルを受付にお出してください。

28日以上 of 長期処方やリフィル処方箋を交付することとも可能です。可能かどうかは病状に応じて担当医が判断致します。

社会医療法人恒貴会 大和クリニック